

# 大阪司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、大阪司法書士会会則第102条の2に定める依頼者及びその代理人等の本人であることの確認等並びに記録の作成、保存等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 依頼者とは、会員が事務の依頼を受ける自然人又は法人をいう。
- (2) 代理人等とは、依頼者の法定代理人・代表者・代表者以外の役員・業務権限代行者・商業使用人・任意代理人等をいう。
- (3) 依頼者等とは、依頼者及びその代理人等をいう。
- (4) 本人確認とは、依頼者等が本人であること並びに依頼された事務の適格な当事者であることを確認することをいう。
- (5) 意思確認とは、依頼の内容及び依頼の意思を確認することをいう。

## (本人確認等の対象)

第3条 本人確認及び意思確認すべき対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本人確認の対象者は、依頼者等とする。ただし、依頼者が国、地方公共団体、権利能力なき社団又は財団及びこれらに準ずる者の場合は、その代理人等を依頼者とみなす。
- (2) 意思確認の対象者は、依頼者又はその代理人等であって依頼された事務の内容について代表権若しくは代理権を有する者その他これに準ずる者とする。ただし、当該対象者が代理人等(法定代理人又は法人の代表者を除く。)である場合において、当該代理人等の言動、受領した書類等の内容から、依頼者(法定代理人又は法人の代表者を含む。)の意思を疑うに足りる事情があるときは、依頼者の意思確認をしなければならない。

## (本人確認の方法)

第4条 本人確認は、次の方法による。

- (1) 自然人である依頼者等の本人確認  
依頼者等と面談し、運転免許証・旅券等、顔写真付きで氏名・住所・生年月日の記載のある官公庁から発行され、又は発給された公的証明書の提示を受ける方法
- (2) 法人である依頼者等の本人確認  
法人の代理人等と面談し、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明書の提示を受ける方法
- (3) 前第1号又は第2号の方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

## (意思確認の方法)

第5条 意思確認は、面談等司法書士の職責に照らし適切と認められる方法による。

## (本人確認等の記録)

第6条 本人であることの確認及び依頼された事務の内容に関する記録には、次の事項等司法書士の職責に照らし適切と認められる事項を記録する。

- (1) 本人であることの確認に関する事項
  - ア 本人確認を行った日時及び場所
  - イ 依頼者等の氏名(名称又は商号) 住所(主たる事務所又は本店の所在地)及び生年月日
  - ウ 代理人等の場合は、依頼者との関係及び代理人等と認めた理由
  - エ 本人確認を行った方法及び本人であることを確認した証明書等並びにその特定事項
- (2) 依頼された事務の内容に関する事項
  - ア 意思確認を行った日時及び場所
  - イ 意思確認の対象者の氏名
  - ウ 依頼された事務の内容
  - エ 意思確認を行った方法
- (3) 依頼された事務が終了した日

2 前項の記録に本人であることを確認した証明書等の写しを添付した場合は、当該証明書等により確認できる事項については記録したものとみなす。

(受託等拒否)

第7条 依頼者等が会則第102条の2に規定する依頼者等の本人確認等に協力しない場合は、それを正当事由として事件の受託・受任を拒否若しくは辞任することができる。

(記録の適正管理)

第8条 この規程に定める記録の保存に関しては、司法書士法並びに個人情報の保護に関する法律等の規定に十分配慮し、適正に管理しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年10月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。